

今すぐはじめる住宅の防災!

住宅の 防災

BOUSAI GUIDE

地震

ガイド

水害



被災地域の地域協議会による生産体制整備事業(国土交通省補助事業)

全国木造建設事業協会愛媛県協会(事務局)一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

今、起こるかもしれない

水害や大地震。

あなたの家は大丈夫？

いざという時、命を守り、家を守り、生活を守るために、
今できることは備えること。住宅の防災対策を始めましょう。

他人事ではない！**水害**



台風や豪雨による被害は、愛媛県でも記憶に新しいところ。全国的に**規模も頻度も増加**が続き、地球温暖化で今後も**さらに増加**という予測も。

近い将来必ず！**大地震**



30年以内の発生確率が**約70%**といわれる南海トラフ大地震。本県も被害想定区域に含まれ、発生すれば**住宅全壊**の推定数は東日本大震災の**約20倍**に上るとも。

被災したら、住宅はどうなる!?

浸水

水廻りの設備は浸水すると**使えなくなる**

場合が。床や壁も、一見無事でもはがすと**水を吸っている**ことも。**悪臭や腐敗**が進み衛生上も問題です。



地震

めちゃくちゃに倒壊している以外にも、住宅全体が**傾いたり**、住宅が無事でも直下の地盤に**亀裂**が走ったりすれば、もうそこには**住めません**。

写真提供：愛媛大学防災情報研究センター

被災時に襲いかかる、切実なお金の問題

被災した住宅の修理や建て替えには多額の資金が必要です。住宅だけでなく家財の買い直しなど、公的な支援金だけではどうも**足りません**。いざという時に備えて、保険や共済に加入しましょう。既に加入していても、補償の内容が十分か、今一度、見直しましょう。

(例)東日本大震災の一例



住宅再建に必要な金額

公助・共助で受け取れる金額

保険で備える住宅の“防災” 今すぐチェック!

CHECK

CHECK1

☑ 火災保険に入っている?

入っていないなら、ぜひ加入の検討を。
火災保険では、受け取る金額を決める方法が2つあります。家を再建できる金額を受け取れるかどうか、契約済の人も再度見直してみましょう。



再調達価格

同等の家を新たに再建(購入)するのにかかる額



時価額

再調達価格から、経年劣化や消耗分を差し引いた額

※「時価額」での契約の方が、支払う保険料は安くなりますが、受け取る保険金は少なくなり、元どおり家を再建するには金額が不足することがあります。



近年の自然災害リスクの増加に伴い、火災保険の契約期間短縮や、保険料が上がるなど改定の動きもあります。契約や更新・見直し時は保険会社に確認を。

CHECK2

☑ 地震保険にも入っている?

一般に、地震、噴火、それらによる津波は、火災保険では補償されません。地震保険の契約が必要です。地震保険は、火災保険の契約なしには、契約することができません。火災保険だけの人は、あとから地震保険を追加することは可能です。

火災保険 + 地震保険
政府による再保険

火災保険のみ

地震保険のみ

地震保険で支払われる保険金額は、法律で定められています。

例：住宅が全壊なら保険金額の100% (時価額が限度)
小半壊なら保険金額の30% (時価の30%が限度)

CHECK3

☑ 自然災害の保険は付いている?

台風、風、豪雨、雪、ひょう、洪水、土砂災害などの自然災害に対する補償は、保険会社や商品によって詳細が異なります。火災保険の基本補償に含まれるか、オプションか、何の災害にどんな補償があるかなど、よく確認しましょう。

保険加入時、ハザードマップを確認しましょう!

いざという時、本当に役立つ補償内容にするために、保険に入る際には自宅がある場所の防災マップ・ハザードマップを確認しましょう。自宅のリスクに見合った内容で保険契約することが大切です。

例：洪水リスクがなければ補償を外し、土砂災害のリスクが高いなら補償を厚くするなど

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp>



愛媛県各市町の防災マップ(愛媛県 土木部砂防課ホームページ)

<https://www.pref.ehime.jp/h40700/5743/bousaimap.html>



住宅は耐震補強済み?

旧耐震基準の木造住宅は、南海トラフ地震等の大地震で倒壊する可能性大。愛媛県の補助金を活用して耐震化の工事をしましょう。

(※1) 昭和56年5月以前着工の木造住宅が補助対象となります。

(※2) 家屋の一室を地震の際の避難場所になるように補強することができます。

※補助金の申請には耐震診断(自己負担3,000円~)が必要になります。

耐震改修
工事等(※1)

補助金 合計

100万円

耐震シェルター
設置工事(※2)

補助金 定額

40万円

耐震化や補助金に関する
お問い合わせはこちら



愛媛県 土木部建築住宅課 建築指導係
TEL.089-912-2757

※詳細は、お住いの市役所、役場まで
お願いします。



もしも被災
してしまったら...

「まずやるべき!」3つのこと

1 片付ける前に写真を撮る

片付ける前に、被害状況をそのまま記録しましょう。罹災証明や各種保険・支援金等の請求時にも役立ちます。撮影はスマホや使い捨てカメラでOK。足りないよりは、多すぎるくらい、すべての場所を撮影しておくことがポイントです。

2 市町村へ連絡し、罹(り)災証明書を発行してもらう

保険金の支払い請求時の他、給付金や融資の申請、税金や保険の支払猶予や免除、仮設住宅への入居申請など様々な場面で罹災証明書が必要となります。

3 保険会社や市町村へ保険金や給付金を申請する

保険証書など保険契約に関する手がかりを災害により失くしてしまっても、下記へ問い合わせ調べてもらうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
「自然災害等損保契約照会センター」 ☎ 0120-501-331

〈 写真撮影の
ポイント 〉

家中

- 部屋ごと、被害箇所ごとにとにかく全箇所をすべて撮影
- 被害のあった部屋の全景写真と、被害箇所のアップ、両方を撮影しましょう

家の外

4方向から
撮影しましょう



浸水は、メジャーを
当てるなどして水の
深さがわかるように

その他

※領収書やレシートは、保険金や給付金申請時など様々なケースで証明になるので保管しておきましょう。

※もしも家を解体した場合、法務局(未登記であれば市町村)へ「滅失届」を提出しましょう。提出していない場合、建て替えの建築許可がありません。また、1月1日時点で家が存在することになっていると、固定資産税を支払うことになります。

知っク!公的支援

自然災害で損害を受けた場合、政府から支援金が支給されるケースがあります。

被災者生活再建支援制度

災害で自宅の全壊など大きな被害を受けた世帯へ最大300万円の支援金が支給されます。

基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給される支援金

被害程度	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

再建方法	建築・購入	補修	賃借(公営住宅除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※参照元:「保険共済加入のすすめ.pdf」(内閣府発行)

- 対象になる災害: 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他異常な自然現象による被害
- 適用対象の地域: 政令により定める基準を満たす都道府県、市町村
- 申請窓口: 各市町村

※支給額の基準になる住宅の被害程度(全壊・大規模半壊等)は、市町村による調査で判定し、罹(り)災証明書に記載されます。

例)「全壊」は、完全に倒壊している場合だけでなく、床上1.8m以上の浸水、住家直下の地盤面の亀裂、住家の傾斜、屋根や壁等部位の状態(破損・汚れ・膨張・剥離等)など、実にさまざまな判定法が定義されています。自己判断で諦めず、まずは調査の申請を行きましょう。

住宅の応急修理

「災害救助法」の適用市町村で、住宅が半壊または半焼し、自ら修理する資力がない世帯へ、居室、台所、トイレ等、生活に必要な最小限の部分に対する応急的修理への支援もあります。

1世帯当たりの限度額は、大規模半壊等が59万5千円以内、準半壊が30万円以内となります。

※金額は変動する場合があります。

その他、都道府県が独自に定めた支援金が支給されることもあります。

各公的支援の詳細については、都道府県や市町村の災害対策窓口等へお問い合わせください。

マメ知識

1 民間の保険会社等からの保険金と、公的支援(給付金)は同時に受給することができます。

被災者生活再建支援制度の支援金は、使徒が限定されません。住宅の修理や再建ではなく当面の生活費などにあてても構いません。

2 被災者に対する住宅ローンの支援があります。

住宅ローンを返済中の場合、被災後の返済について相談することができます。金融機関窓口へ問い合わせしてみましょう。(「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に関する相談も可能です。) また、住宅金融支援機構では、被災者を対象に、被災住宅の復旧のための補修、建設及び購入資金に対する「災害復興住宅融資」を取り扱っています。

住まいの防災に関するご相談はこちらまで

えひめマイホーム相談室

TEL:089-909-3150

■電話受付日/毎週月・水・金(祝祭日は除く) ■受付時間/10:00~16:00

住まいの防災に関する情報はこちらまで

えひめマイホーム相談室ホームページはこちら
<http://hime-ken.com/soudan/>



えひめ県地域型復興住宅ホームページはこちら
<http://hime-ken.com/fukko/>



〈事務局〉一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

〒790-0878 愛媛県松山市勝山町2-3-1 <http://hime-ken.com/>

TEL:089-943-5525

愛媛県中小建築業協会

被災者への支援金
詐欺にご注意を!



●その他 防災関連 サイト・アプリ

愛媛県
防災メール



災害情報
サイト
(気象庁)



愛媛県避難
支援アプリ
(ひめシェルター)

Android



iOS

